

議案第123号

かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針を変更することについて議決を求める 件

かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針の全部を次のとおり変更することについて、かごしま食と農の県民条例第18条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、議決を求める。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針

第1 本県の食、農業及び農村をめぐる現状と課題

1 人口減少社会と本県の農村

本県には離島、半島などの条件不利地域が多い中、我が国が人口減少社会となるに及んで、農村の過疎化・高齢化が更に進行し、農業生産活動が行われなくなることにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が著しく低下することが懸念されています。

このような中、県土の保全並びに県民生活及び県民経済の安定を実現するために、農業者のみならず、地域内外の多様な主体が協働し、農業の生産条件の整備、就業機会の増大、生活環境の整備等に向けた取組を展開することにより、豊かで住みよい農村の維持・発展と農業生産活動の継続を図ることが重要となっています。

2 本県の農業構造

国は、農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定しました。

同プランに基づき、農地中間管理機構の整備、経営所得安定対策の見直し、米政策の改革等が進められており、農業構造の改革と生産コストの削減を図ることにより、生産現場の強化を実現することとされています。

農地中間管理事業については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行から5年目を迎え、令和元年5月に、人・農地プランの実質化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化、手続の簡素化などを内容とする改正が行われました。

一方、本県においては、農業生産の多くが条件不利地域で行われ、また、その自然的条件により畑作と畜産を中心とした農業生産が展開されているなど、全国的な傾向とは異なる独自の農業構造が存在しています。

このため、本県としては、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく国の施策を積極的に活用しつつ、独自の農業構造に即して改革を進めることにより、我が国の食料供給基地として国民への食料の安定供給に不可欠な役割を継続的に果たすことが重要となっています。

その際、台風や干ばつなどの自然災害を被ることが多い生産環境を踏まえ、近年の気候

変動に対応した防災及び減災の取組を進め、また、被災農家の農業経営を支援するとともに、国内外における家畜疾病の発生に対応した家畜防疫対策を強化することにより、農業生産の基盤の安定化を図ることも重要となっています。

3 本県農畜産物の生産・販売・流通等

本県の農業は、食品産業や観光業の基盤として本県経済を支える基幹産業ですが、これまでは素材提供を中心として展開されてきました。

一方、少子高齢化や単身世帯の増加などにより、国内の食市場は縮小傾向にあると同時に、その構造が大きく変化しつつあります。

また、海外の食市場は本県に近接するアジア地域を中心として急速に拡大しています。

このため、本県の農業についても、新たな市場を視野に入れたマーケットインの発想による高い付加価値の創出や販路の開拓を促進し、関連産業と一体となった安定的な成長発展を通じて、本県経済の活性化を実現することが重要となっています。

また、それを支えるものとして、大消費地からの遠隔性を克服するための鮮度保持及び輸送コスト低減の技術をはじめとする新たな技術の開発・実証と現場への普及を早急に進める必要があります。

さらに、地域ブランドの創造、保護及び活用を促進することにより、県産農畜産物及びその加工品の付加価値の更なる向上を図ることも重要です。

4 食の安心・安全

レストラン等におけるメニューの偽装表示、使用期限の切れた食材の使用など、食の安心・安全を揺るがす大きな問題が依然として続発しています。

このような中、本県においては、「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」に基づき、リスクコミュニケーション及び「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」を推進することにより、県産の農林水産物及び加工食品の信頼確保に努めるとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術等の普及を図るなど、環境と調和した農業生産の推進に積極的に取り組んでいます。

今後とも、農畜産物の生産、加工、流通等に関し、食の安全に対する消費者の信頼を確保する取組を継続することが重要となっています。

5 食と農業・農村に対する県民の理解

食の外部化等の進展に伴い、栄養の偏りなどによる健康への悪影響や伝統的な食文化の衰退などの問題が顕在化してきています。

また、農業は本県の基幹産業であると同時に、農村の生活及び伝統文化の発展・継承にも大きく貢献してきましたが、農家人口の減少、都市部への人口の集中などにより、農業・農村が果たしている食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、国は、地域資源の共同保全活動等の支援を行う日本型直接支払制度を創設し、平成27年4月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を施行しました。

このような中、広く県民が健康で豊かな食生活を実現するためには、本県ならではの食の魅力を再発見し、多彩な食文化と豊富な農畜産物を生かした食育・地産地消の取組をより強力に推進することが重要となっています。

また、豊かで住みよい農村の維持・発展と農業生産活動の継続に向けた多様な主体との連携による地域の共同活動等を実現するためには、県民が本県の農業・農村に対する理解を深める機会を積極的に提供することが重要となっています。

第2 本県の食，農業及び農村の振興に関し総合的かつ計画的に推進する施策

1 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策

本県の農業・農村が真に県民共有のものとして発展していくためには、都市住民を中心に、広く県民が農村との交流などを通じて、本県農業の特徴や農業・農村の有する多面的機能、各般の農業・農村施策などへの理解を深めていく必要があります。

このため、県ホームページ、県政広報番組及び県広報誌をはじめとする各種広報媒体を積極的に活用するとともに、県政出前セミナー、各種イベント等、あらゆる機会を通じて、県民に対する継続的な情報発信の強化を図ります。

また、かごしまグリーン・ツーリズム協議会等と連携し、地域資源の発掘及び情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化を図り、都市と農村の交流を促進します。

さらに、学校教育の場を活用し、小・中学生に対して農業・農村に関する学習機会を提供することを通じて、農作業や加工作業に関する体験学習を引き続き促進します。

2 食育及び地産地消に関する施策

「かごしまの“食”交流推進計画」に基づき、全ての県民が、本県の新鮮で安心・安全な食材を積極的に活用した健康で豊かな食生活を実現するため、食育と地産地消の推進に向けて、関係機関・団体が連携した取組を展開する必要があります。

(1) 食育に関する施策

食育については、ライフステージに応じた家庭、学校、地域及び職域における主体的な取組を支援します。

また、本県の多彩な食文化の保護・継承に向けた県民総ぐるみの活動を展開するとともに、活動を担う人材を育成します。

さらに、幅広い世代を対象として、食と農業に関する体験学習を促進することにより、県民の食への関心を高め、望ましい食習慣、食の安心・安全などに関する正しい知識や県産農畜産物等への理解を深めていきます。

(2) 地産地消に関する施策

地産地消については、県民の農業に対する理解の促進、新鮮な県産食材及び郷土料理を取り入れることによる学校給食の充実、農産物直売所等を活用した農業者と消費者との交流を促進します。

また、地産地消を応援する取組主体を確保し、その活動を支援するとともに、観光・

医療・福祉等多様な分野の業態との連携により、県産農畜産物の活用を促進します。

さらに、生産者組織を育成し、地元量販店及び農産物直売所との連携を促進することにより、県産農畜産物の安定的かつ円滑な県内流通を可能にする体制づくりを推進するとともに、地方卸売市場の集荷力の向上に向けて市場間のネットワークの構築を促進します。

3 安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策

(1) 環境との調和に配慮した産地づくり等に関する施策

食の安心・安全や環境保全に対する関心の高まりなどを背景に、農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の低減を図ることにより、環境との調和に配慮した産地づくり等を進めることが求められています。

このため、耕畜連携の推進等により、家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進し、良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。

あわせて、総合的病害虫・雑草管理（IPM）及び有機農業の技術の確立・普及により、化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に努めます。

(2) 食の安全・安心対策に関する総合的施策

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保するためには、生産・製造過程における管理・指導により、食品の安全性を確保するとともに、リスクコミュニケーションにより、食の安全に関する情報の共有化を図る必要があります。

このため、「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」に基づき、生産から流通・販売段階までの安心・安全の確保、情報の確実な提供などに取り組みます。

具体的には、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の推進などを通じて、安心・安全な農畜産物を生産する取組を支援するとともに、流通関係者及び消費者の同制度に対する認知度の向上を図ります。

また、県産農畜産物及び県産加工食品に対する消費者の信頼を確保するため、正確な生産履歴の記帳とその迅速な開示に向けた取組を促進するとともに、食品表示制度の遵守の取組の徹底を求め、監視指導體制を充実・強化することにより、食品表示の適正化を図ります。

さらに、肥料・農薬、動物用医薬品等の生産資材の適切な管理・使用に係る監視指導の強化を図るとともに、食品関連事業者による原材料の安全性の確認、記録の作成・保存、HACCP手法等の高度な衛生管理システムの導入などの取組を促進します。

4 担い手確保・育成に関する施策

(1) 経営改善意欲のある農業者の確保・育成に関する施策

本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な経営の実現を目指す担い手を確保・育成する必要があります。

このため、認定農業者制度を引き続き推進するとともに、地域における継続した話し合いにより地域の中心となる経営体に位置付けられた担い手に対して、各種施策を集中的

・重点的に実施します。

また、経営規模の拡大、生産コストの削減及び省力化等を図るため、新技術の普及、経営診断などの個別支援活動の実施、ロボット技術、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の導入・普及を進め、担い手の経営発展を支援します。

さらに、家族農業経営の活性化を図ると同時に、戦略的な経営を実践する企業的な農業法人を育成し、農業経営に関心のある企業の参入を促進するなど、地域農業の状況に応じた多様な形態の担い手の確保に努めます。

あわせて、地域の農業を支える人材を確保するため、農福連携の推進や外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備など、多様な人材の確保に向けた取組を推進します。

(2) 新たに就農しようとする者の確保・育成に関する施策

農業就業人口の減少に対応していくためには、若い人に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択してもらい、地域農業の担い手となることが期待される意欲ある新規就農者を確保・育成する必要があります。

このため、鹿児島県新規就農相談所等での県内外における就農・就業相談、農業高等学校及び農業大学校での教育・研修、農業法人と就業希望者とのマッチングなど、就農・就業促進に向けた取組を一体的に推進します。

また、青年等就農計画制度の普及を図りながら、円滑な認定農業者への移行が図られるよう、現地就農トレーナー等とも連携して青年農業者に対する経営・技術・生活面の支援をきめ細かく実施します。

(3) 女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備に関する施策

農業の振興や農村の活性化を図るためには、農業就業人口の約半数を占める女性の農業経営や地域づくりの担い手としての位置付けを明確にし、持てる能力を十分に発揮できるようにする必要があります。

このため、農業経営者としての位置付けを明確にする家族経営協定の締結や地域農業の方針決定過程等への参画を推進し、意欲ある女性が農業経営や地域づくりに積極的に参画できる環境づくりに取り組みます。

また、女性農業者の意欲と能力を高めるための研修会等を通じ、高度な農業技術や高い経営管理能力を持ち、地域農業を担う女性リーダーを育成します。

さらに、地域資源を生かした女性による新たな商品・サービスの開発をはじめとする起業活動を促進し、その活躍の場を広げます。

(4) 高齢者が活動しやすい環境整備に関する施策

意欲と能力のある高齢農業者の活動を促進するためには、高齢者が生産活動や地域づくりに参画しやすい環境を整備する必要があります。

このため、高齢農業者の有する知識や技能、経験を生かした生産、加工、販売等の活動を支援するとともに、高齢者が生産活動や地域づくりに参画しやすい地域営農の仕組みを構築し、その実践を促進します。

また、高齢農業者の農作業事故を未然に防ぐ地域ぐるみの取組など、農作業安全対策を推進します。

(5) 集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進に関する施策

地域農業の持続的な発展を図るためには、小規模な農業者を含め、地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織、農作業受託組織等について、経営体として発展していくよう、その活動を促進する必要があります。

このため、市町村等の関係機関・団体と連携し、地域の農業者の集落営農への参加促進や農作業受託組織による効率的な受委託の仕組みの構築により、それらの組織化・法人化を促進します。

また、法人化した集落営農の経営の維持・発展に向けた取組を促進します。

5 農地利用、基盤整備等に関する施策

(1) 農地利用に関する施策

農業生産力の維持向上を図っていくためには、優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用を推進する必要があります。

このため、人・農地プランの実質化の取組などと連携した農地中間管理事業の推進などにより、担い手への農地の集積・集約化の取組を加速します。

また、日本型直接支払制度による共同活動の支援や農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進などを通じて荒廃農地の発生防止に取り組むとともに、農業振興地域制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保を推進します。

このほか、水田においては、需要に即した主食用米の生産を進める一方、国の施策を効果的に活用しながら、地場産業等と連携した飼料用米・加工用米の生産拡大や野菜等の特色ある産地づくりによる水田のフル活用を促進します。

(2) 基盤整備等に関する施策

効率的かつ安定的な農業経営の育成や農業生産性の向上を図るためには、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保し、これらの有効利用を図る必要があります。

このため、担い手への農地の集積・集約化と併せて、高性能大型機械の導入が可能となるようなほ場整備、水田の汎用化、収益性の高い安定した畑作経営の展開のための畑地かんがい施設の整備等を重点的に促進します。

また、中山間地域においては、地域の特色を生かした営農の確立を支援するため、地形条件に合ったほ場整備等の基盤整備を促進します。

さらに、農業生産力の維持向上に向けて、農道、農業水利施設等の点検とそれを踏まえた効果的な長寿命化対策や円滑な更新を促進します。

あわせて、農地、農業用施設等を適切に保全しながら、農村に賦存する自然エネルギーの有効活用を促進します。

6 生産振興、販売・流通等に関する施策

(1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等に関する施策

本県の農業について、マーケットインの発想による高い付加価値の創出や販路の開拓を促進するためには、大消費地等の市場動向等の情報を迅速かつ的確に産地へ伝え、農業生産等に反映させる必要があります。

このため、大消費地等において、農畜産物等の需要動向、競合産地の農畜産物等の生産・流通情報、県産農畜産物に対する評価等の情報の収集を行うとともに、これらの情報を産地へ的確に提供し、さらには、これらの情報に的確に対応した農業生産の促進に努めます。

(2) かごしまブランドの確立等に関する施策

県産農畜産物の付加価値を向上させ、産地間競争を勝ち抜いていくためには、販売環境等に対応したブランド戦略を構築し、かごしまブランドに対する消費者の認知度や信頼度を高める必要があります。

このため、かごしまブランド団体の認定の推進と販売環境の変化等に対応できる産地体制の強化を図るとともに、「かごしま」を前面に出した販売促進活動を展開します。

(3) 農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成に関する施策

県産農畜産物の生産振興を図るためには、南北約600キロメートルにわたる広大な県土と温暖な気候などを生かすとともに、新たな市場を視野に入れた総合的な生産・流通戦略により、競争力のある銘柄産地の育成を図る必要があります。

このため、それぞれの地域の特性を反映した営農類型を踏まえつつ、鹿児島県園芸振興協議会、鹿児島県肉用牛振興協議会など各種協議会等と連携して、畑かん営農、生産・流通施設の整備、省力化や総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術等の環境に配慮した技術の普及などを進め、畜産物や園芸作物をはじめ、米及び茶を含めた県産農畜産物の銘柄の確立に取り組むほか、国際化の進展を踏まえ、再生産可能となるような生産基盤の強化に向けた取組を進めるとともに、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるよう農業経営の安定化に向けた取組を推進します。

また、地理的表示保護制度等の積極的活用により、県産農畜産物等の付加価値の更なる向上を目指す取組を支援します。

さらに、令和2年4月に改正された「家畜改良増殖法」に基づき、和牛精液等の流通管理の徹底や県育成新品種の海外流出防止など国内外での知的財産の保護に取り組みます。

(4) 農畜産物の販路拡大等に関する施策

農業生産の増大を図るためには、県産農畜産物の有利販売を推進するのみならず、国内の食市場の構造の変化に対応したきめ細かな販売対策により、県産農畜産物の新たな需要を開拓する必要があります。

また、国内の食市場が縮小傾向にある中、急速な経済成長を続けるアジア諸国など海外の需要を取り込むため、県産農畜産物等の輸出をはじめとする事業展開を促進する必要があります。

このため、かごしま遊楽館をはじめ、県内外に設置するアンテナショップにおける各種フェアの開催、知事トップセールス、かごしまの食ウェブサイトを活用した県産農畜産物等の紹介、黒牛・黒豚の販売指定店の拡大など、県内外の販路拡大につながる継続的な販売促進活動を展開します。

また、本県は大消費地から遠いという地理的条件にあることから、大隅加工技術研究センターを活用して必要な研究・実証を進めるとともに、各産地に整備されたフリーザーコンテナ及び集出荷予冷施設の効率的利活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めます。

さらに、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定の発効など、国際化の急速な進展を踏まえつつ、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づき、アジア諸国、米国、EUなどの重点国・地域に対して、県産農畜産物等の更なる輸出拡大を図るため、「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の三つの視点から、牛肉、豚肉、お茶、さつまいもなど重点品目の生産体制や販売力の強化に戦略的に取り組みます。

(5) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立等に関する施策

農業とその関連産業が一体となってその安定的な成長発展を図るためには、6次産業化等を推進することにより、高い付加価値を創出し、その利益を県内に還元する必要があります。

このため、関係機関・団体と連携しながら、鹿児島6次産業化サポートセンターを通じて農業者等による新たな商品・サービスの開発及び需要の開拓の取組を総合的に支援するとともに、大隅加工技術研究センターにおいて、県産農産物の付加価値の向上に向けた事業者への技術支援や人材育成に取り組みます。

また、農業者と食品製造業者等との連携強化を推進し、加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立に向けた支援を行います。

さらに、加工原料用農畜産物の低コスト生産技術の開発・普及及び加工に適した品種の選定により、その生産・供給体制の安定化を図ります。

(6) 観光産業及び外食産業との連携に関する施策

県産農畜産物の一層の消費拡大を進めるためには、農業と観光産業及び外食産業との密接な連携を促進する必要があります。

このため、大隅加工技術研究センターを核に農業者と多様な事業者等との戦略的連携を推進します。

また、都市農村交流やインバウンド需要の呼び込みを促進するため、農村の地域資源を生かした体験プログラムの情報発信等のグリーン・ツーリズムの取組を通じて、観光産業との連携を推進します。

7 生産性向上に関する施策

(1) 農業技術の開発等に関する施策

農業者の所得の確保を図るためには、県産農畜産物の付加価値の向上や農業生産の低

コスト化，省力化などに資する農業技術の開発等及びその成果の普及に取り組む必要があります。

このため，農業経営の規模拡大に対応した品種育成・畜種造成や栽培・飼養技術の研究など，生産力や担い手の経営力を強化するための技術開発を推進します。

また，ロボット技術やICT，IoT，AI等を活用したスマート農業技術の開発，県産農畜産物の特性を生かした食品加工技術の開発など農畜産物の高付加価値化のための研究，サツマイモ基腐病など新たな病虫害や気候変動への対応など持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究に取り組みます。

さらに，産学官連携を強化することにより，試験研究の高度化を図ります。

(2) 普及指導活動の内容及び体制に関する施策

本県農業の持続的な発展及び担い手の効率的な確保・育成を図るためには，農業者の高度で多様なニーズに的確に対応した普及指導活動を展開する必要があります。

このため，地域や関係機関・団体との十分な話し合いと合意の下，地域の目指すべき姿に向かって中長期的な視点で普及指導活動を重点的に展開し，地域農業全体の収益性の向上に係るモデルの確立と定着に努めます。

また，これらの活動に当たっては，事前に農業協同組合や市町村などと十分に協議・調整を行い，適切に役割を分担しながら，効率的かつ効果的な普及指導活動の展開に努めます。

(3) 動植物の防疫体制に関する施策

本県は，地理的・自然的特徴から病虫害が発生・侵入しやすい条件の下にあり，安定的な農業生産を確保するためには，動植物の防疫を適切に行っていく必要があります。

このため，農作物への影響が大きい病虫害については，適時・的確な発生予察情報を提供するとともに，防除対策の推進によりまん延を防止します。

特に，ミカンコミバエ，アリモドキゾウムシ，カンキツグリーンング病等の重要病虫害については，未発生地域における侵入警戒調査及び啓発活動に取り組むとともに，万一，侵入を確認した場合には，まん延防止に向けた防除対策等に迅速かつ的確に取り組みます。

また，家畜防疫対策については，国内において豚熱（CSF）が発生するとともに，近隣諸国において，アフリカ豚熱（ASF），口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザが継続的に発生しており，本県への侵入リスクが高いと考えられることから，引き続き，消毒や野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るなど，侵入防止対策を強化します。

さらに，家畜の慢性疾病による損失の低減のため，生産者団体はもとより，畜産関係機関・関係団体も含めた地域ぐるみでの防疫対策を徹底します。

8 農業災害防止等に関する施策

本県はシラスなどの特殊土壌を広く有していることに加え，干害の発生や台風の来襲が

多いことなどから、安定した農業経営を実現するためには、農業災害の防止に向けた適切な対策を講じる必要があります。

このため、国の「国土強靱化基本計画」に基づき、ため池、排水施設及び海岸保全施設の整備等のハード対策とハザードマップの策定等のソフト対策を併せて行い、一体的な農地・農村の防災・減災対策を推進します。

また、農業災害に関する的確な情報の提供に努め、万一災害が生じた場合、被害の状況の迅速な把握や効率的な事後対策が実施されるよう、体制の充実・強化を図ります。

さらに、農業災害を被った農業者の農業経営を支援するため、関係機関・団体と連携し、農業制度資金の円滑な融通及び既貸付金の償還条件の緩和に努めるとともに、農業共済組合等の関係機関・団体との連携による農業者の農業保険（収入保険及び農業共済）への加入の促進及び農業共済組合の適正かつ効率的で健全な運営を図り、農業経営のセーフティネット機能を充実させます。

桜島の火山活動に伴う降灰対策については、農作物被害の防止・軽減を図るため、「防災営農施設整備計画」に基づき、被覆施設、洗浄施設等の整備を進めます。

鳥獣被害の防止については、市町村等と連携しながら、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の三つの取組を総合的かつ一体的に進めるため、集落ぐるみで実施する環境改善活動及び追払い活動、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、ICT、ドローン技術等の活用など、地域の実情に即してソフト・ハード両面の対策を支援します。

9 農村振興に関する施策

農業生産や県民生活・県民経済の基盤である農村の維持・発展を実現するためには、農業者等の地域住民にとって住みよく、都市住民に対しても潤いのある豊かな生活環境を提供する快適で魅力ある農村づくりと中山間地域及び離島地域の活性化を図る必要があります。

また、その中で、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を展開する必要があります。

(1) 快適で魅力ある農村づくり

大学、NPO法人、企業、農業協同組合など多様な主体と農村集落とが連携して取り組む農村づくりの推進に加えて、都市住民の田園回帰や半農半X、デュアルライフの機運の高まりを踏まえ、都市と農村の交流などのグリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化や農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域の創出を図るとともに、大都市圏の定年退職者等のUJIターン等による新規就農に対応し、地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を推進します。

また、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため集落内外の組織や非農家の住民と協力し、活動組織の広域化や人材確保等を図り、地域資源の共同保全活動等を行う日本型直接支払制度の活用を推進します。

さらに、農業者はもとより、その他の地域住民及び都市住民も潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため、集落排水施設等の生活環境の整備を進めるとともに、自然環境と調和した田園空間の整備を促進します。

(2) 中山間地域の振興

中山間地域は、食料生産の役割とともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っていることから、地域特性を生かした複合経営や6次産業化、集落営農の組織化・法人化等の多様な農業経営を推進します。

また、農業生産基盤と農村振興に資する施設の整備を一体的に推進し、定住条件を整備するとともに、棚田地域における都市住民との交流活動等の支援や棚田の魅力の発信を行います。

さらに、中山間地域等における農業生産活動の支援を行う中山間地域等直接支払制度等の活用により荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の十分な発揮を図ります。

(3) 離島地域の振興

離島地域においては、厳しい農業生産条件等を克服し、地域の自立的発展が図られるよう、畑地かんがい施設や草地などの生産基盤、農畜産物の生産・流通体制などを整備するとともに、それぞれの島の地理的・自然的特性や地域の創意工夫を生かした農業の展開を促進します。

また、豊かな自然環境に配慮し、環境と調和した農業に向けた取組や、人と自然が共生する地域づくりを進めます。

第3 本県の食、農業及び農村の振興に関する目標

目 標 項 目	平成25年度（基準年）	令和7年度（目標年）
◎農業産出額	4,109億円	5,000億円
◎意識して県産農林水産物を購入する人の割合	78%	90%以上
◎担い手の確保数	9,056 (平成24年度)	10,000
◎担い手の農業所得（重点支援対象農家）	450万円	540万円
◎担い手への農地集積率	37% (平成24年度)	90%
◎6次産業化の市場規模	400億円 (平成24年度)	1,400億円
◎県産農畜産物の輸出額	24.7億円	159億円
◎地域共同で保全活動を実施する集落割合	43%	55%

注1 農業産出額：年内に生産された各農産物総量から種子及び飼料などの中間生産物を控

除した各農産物数量に各農家庭先価格を乗じたもの

- 2 担い手：認定農業者（法人を含む。）、集落営農，認定新規就農者等の今後の地域農業を担う者
- 3 担い手の農業所得：担い手の中から抽出した地域のモデルとなる農業経営の農業所得を平均したもの
- 4 担い手への農地集積率：担い手が経営する農地面積を耕地面積で除したもの
- 5 6次産業化の市場規模：毎年度国が実施する6次産業化総合調査における販売金額に、本県産原料割合を乗じて算出した額
- 6 地域共同で保全活動を実施する集落割合：多面的機能支払，中山間地域等直接支払等を活用して農地，農業用施設等の保全活動を実施する集落の数を，農地を有する農業集落の数で除したもの

第4 本県の食，農業及び農村の振興に関する目標年次

この基本方針の期間は平成27年度から令和6年度までとし，目標年次は令和7年度とします。

（提案理由）

かごしま食と農の県民条例に基づく現行の基本方針の見直しに伴い，同基本方針を変更しようとするものである。